

冬季休業期間中における「県立学校一斉閉庁」の試行実施について

令和2年12月4日
学校経営戦略推進課

1 概要

幼児児童生徒及び教職員の心身の健康の増進等及び新型コロナウイルス感染症対策の観点から、全ての県立学校において、令和2年度の冬季休業期間中に「県立学校一斉閉庁」を試行実施する。

2 一斉閉庁日

令和2年12月28日（月）

[参考]

	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
令和2年12月	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
～	27日	28日 (一斉閉庁)	29日	30日	31日	1日	2日
令和3年1月	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日

3 対象

全ての県立学校（中学校3校，高等学校83校，特別支援学校17校）

※なお，市町立学校については，市町教育委員会に対し，当該取組を情報提供する。

4 目的及び内容

幼児児童生徒及び教職員の 心身の健康の増進

- 幼児児童生徒の健康管理
- 教職員の休暇等取得の促進
- 家族と過ごす時間の確保
- 欲張りライフ（ワークライフバランス）

県立学校における地球環境保護 及び省エネルギーの推進

- CO₂削減効果
- 電気料金節減効果

- ・原則として，幼児児童生徒を登校させない。部活動等も実施しない。
- ・証明書の発行等，窓口業務を行わない。
 - ★緊急連絡体制を確保し，緊急に対応する必要がある事案には即座に対応
- ・教職員の休暇等の取得を促進する。
- ・一斉閉庁日前後の週休日及び年末年始の休日についても，極力，幼児児童生徒が登校したり，教職員が勤務したりする必要がないよう配慮する。

5 その他

- ・県立学校の一斉閉庁については，平成29年度に試行実施し，平成30年度から本格実施
- ・夏季休業期間中について，お盆前後の3日間で実施
- ・令和2年度は，8月12日（水）から14日（金）までで実施